

働く者の力を合わせて

# 「最低賃金」の大幅引き上げを実現しよう！

「最低賃金」制度は、雇用者（会社）が正社員、パート、アルバイトを問わず、全ての労働者に支払う賃金は、「最低賃金」以下であってはならないと定めています。現在、北海道地域の「最低賃金」は時給換算 920 円です。

**「最低賃金」の金額は厚生労働省・北海道労働局の審議会で決定され、今年の金額決定時期（7 月下旬～8 月）が近づいています。私たち札幌パートユニオン（労働組合）は、「最低賃金」の大幅引き上げを求めています。**

現在の時給 920 円では、1 日 8 時間、月平均 21 日の一般的な働き方をした場合、支給で 15 万 4 千円少々でしかなく、手取りの金額はさらにずっと少なくなります。支給される賃金の年収は 200 万円に全く及びません。

これでは独身者でも、家族を支える労働者にとってはなおさら、まともな生活は全くできないことは誰もがわかることと思います。

先の見えない狂乱的な物価高騰が続いており、実質賃金は今後も下がり続け、生活は苦しくなるばかりです。

中小・零細企業の労働者や、全国で 4 割にのぼるパート・アルバイト等の非正規労働者の賃金は、低賃金ゆえに必ず「最低賃金」の影響を受けます。

私たち札幌パートユニオンは、働く者がまともに生活できるように時給 920 円という現在の金額を大幅に引き上げて、時給 1500 円にそしてそれ以上にすることを求めています。

また「最低賃金」は全国各地域でランク付けがされて、その金額に大きな格差があります。（東京は現在 1072 円です。）私たちは格差があること自体がおかしいと考え全国一律にすることを求めています。

北海道は東京などの大都市地域に比べランクが低く、北海道の地域経済にとっても、北海道の低い「最低賃金」は改善されるべきだと考えます。

**市民の皆さん。札幌パートユニオン、そして全国の働く者の「最低賃金」の大幅な引き上げを求める声をご理解いただき、ご協力をお願いします。**

**札幌地区ユニオン・札幌パートユニオン** 2023 年 7 月

尚、このチラシに関するお問い合わせは、札幌市中央区北 4 条西 12 丁目  
ほくろうビル・札幌パートユニオン(011-210-1200)までお願いします。